川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月15日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

川崎市附属機関設置条例(平成27年川崎市条例第1号)の一部を次のよう に改正する。

別表第1川崎市政策評価審査委員会の項の次に次の1項を加える。

川崎市公共	公共施設の総合的かつ計画	7 人	(1)	学識経験者	2年
施設マネジ	的な配置、維持管理、更新	以内	(2)	市民	
メント推進	及び利活用に関する方針の				
委員会	策定、当該方針に基づく取				
	組その他公共施設の総合的				
	かつ計画的な配置、維持管				
	理、更新及び利活用の推進				
	のために必要な事項に関し				
	て調査審議すること。				

別表第1川崎市福祉有償運送運営協議会の項の次に次の1項を加える。

川崎市高齢	高齢者外出支援乗車事業に	6 人	(1)	学識経験者	委嘱
者外出支援	係る利用管理システム等の	以内	(2)	市職員	され、

乗車事業利	構築を行う民間事業者の選		又は
用管理シス	定に関して調査審議するこ		任命
テム等構築	と。		され
事業者選定			た日
委員会			から
			令和
			4年
			3 月
			3 1
			日ま
			で

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

参考資料

制定要旨

公共施設マネジメント推進委員会及び高齢者外出支援乗車事業利用管理システム等構築事業者選定委員会を設置するため、この条例を制定するものである。